

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

【本章における対策の基本的な考え方】

災害時における備蓄物資の確保と輸送体制の整備など

災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料・水・生活必需品等を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者へ供給しなければならない。

市は、防災拠点における災害対策用備蓄倉庫を整備し、食料・水・生活必需品等を備蓄するほか、あらかじめ協定を締結するなど物資の確保体制を整えるとともに、都と連携を取り、給水拠点における迅速な応急給水体制を整備する。

また、外部からの救援物資や調達した物資を迅速かつ的確に輸送するため、地域内輸送拠点の整備及び輸送体制を確保する。

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

現在の到達状況と課題

- 自助の備えとして日常備蓄の考え方が浸透してはいるものの十分ではない。
- 要配慮者等に対する一定の配慮のもとに食料や生活必需品の備蓄を進めるとともに、物資の確保に関する協定手締結を推進しているが、避難者の多様なニーズに応えるためには備蓄スペースの問題もあり限界がある。
- 震災時の飲料水等を確保するための給水拠点の整備に向けて、災害時在宅生活支援施設へのスタンドパイプセットの配備を進めている。
- 避難者の多様なニーズに応えるためには、高齢者や障がい者などの要配慮者や男女のニーズの違いに一定の配慮をした食料生活必需品を確保する必要がある。
- 応急給水に必要な資機（器）材の使用法や仕組みについての知識の習得を図り、自助・共助による応急給水が実施可能な環境整備を図る必要がある。
- 市の物資集積拠点について効率的な運用体制を事前に検討するとともに、拠点運用について民間事業者との協定・連携体制の構築・強化を進める必要がある。
- 備蓄倉庫から各避難所への物資輸送や、市の設置する物資集積拠点から避難所までの物資輸送について、民間事業者との協定・連携体制の構築・強化を図る必要がある。

具体的な取組

《予防対策》

食料及び生活必需品等の確保

- 家庭内備蓄の推進・啓発
- 食料の備蓄推進
- 生活必需品の備蓄推進
- 災害対策用資機（器）材の備蓄推進

飲料水及び生活用水の確保

- 飲料水の確保
- 生活用水の確保

備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

- 災害対策用備蓄倉庫等の充実
- 備蓄物資の推進・管理
- 輸送拠点の整備

輸送体制の整備・構築

- 輸送体制の整備
- 輸送車両等の確保
- 燃料の確保

《応急対策》

食料及び生活必需品の供給

- 食料の供給
- 生活必需品の供給

飲料水及び生活用水の供給

- 応急給水の実施

対策の方向性と目標

- ◆市民の家庭内備蓄を推進するための意識啓発・広報を行うとともに、最大避難者数を基準とした発災後3日間分の物資を継続して備蓄する。
- ◆備蓄にあたっては、女性、高齢者、障がい者、乳幼児等の視点にも配慮し備蓄物資の選定を行う。
- ◆応急給水体制の確保にあたっては、市・都の役割分担を基本としつつ、自助・共助による応急給水の実施を検討する。
- ◆市の物資集積拠点について効率的な運用体制を事前に検討するとともに、拠点運用について民間事業者との協定・連携体制の構築・強化を進める。
- ◆備蓄倉庫から各避難所への物資輸送や、市の設置する物資集積拠点から避難所までの物資輸送について、民間事業者との協定・連携体制の構築・強化を図る。

～被害想定（多摩直下地震）～

被害項目	想定される被害	被害項目	想定される被害
避難人口	最大 33,065 人	疎開者人口	最大 11,573 人
避難生活者数	最大 21,493 人		

具体的な取組

《応急対策》

物資の調達要請

- 食料調達計画の策定
- 生活必需品の調達計画の策定
- 都（福祉保健局）への物資要請

輸送拠点の設置・運営

- 輸送拠点の設置
- 輸送拠点の運営

輸送体制の構築

- 車両調達計画の作成
- 配車手続き
- 車両運行等の記録
- 燃料の確保・供給

《復旧対策》

多様な物資ニーズへの対応

- 多様な物資ニーズへの対応

炊き出しの実施

- 炊き出しの実施
- 炊き出しの応援要請

水の安全確保・生活用水の確保

- 消毒指導・飲用可否等の周知
- 避難所等における生活用水の確保

物資の輸送

- 物資の仕分け
- 避難所等への配送

第1節 現在の到達状況と課題

1. 食料及び生活必需品等の確保

- 自助の備えとして日常備蓄の考え方が浸透してはいるものの十分ではない。
- 要配慮者等に対する一定の配慮のもとに食料や生活必需品の備蓄を進めるとともに、物資の確保に関する協定締結を推進しているが、避難者の多様なニーズに応えるためには備蓄スペースの問題もあり限界がある。

2. 飲料水及び生活用水の確保

- 震災時の飲料水等を確保するための給水拠点の整備に向けて、災害時在宅生活支援施設へのスタンドパイプセットの配備を進めている。
- 応急給水に必要な資機(器)材の使用法や仕組みについての知識の習得を図り、自助・共助による応急給水が実施可能な環境整備を図る必要がある。

3. 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

- 市の物資集積拠点について効率的な運用体制を事前に検討するとともに、拠点運用について民間事業者との協定・連携体制の構築・強化を進める必要がある。

4. 輸送体制の整備・構築

- 備蓄倉庫から各避難所への物資輸送や、市の設置する物資集積拠点から避難所までの物資輸送について、民間事業者との協定・連携体制の構築・強化を図る必要がある。
- 民間事業者との協定・連携体制の構築・強化を進め、発災後の連絡体制、燃料搬送体制、燃料供給を受ける施設等における受入体制の整備・強化を推進し、災害時の円滑な輸送体制の整備・構築を図る必要がある。

第2節 対策の方向性と目標

1. 食料及び生活必需品等の確保

- ◆市民の家庭内備蓄を推進するための意識啓発・広報を行うとともに、最大避難者数を基準とした発災後3日間分の物資を継続して備蓄する。
- ◆また、備蓄にあたっては、女性、高齢者、障がい者、乳幼児等の視点にも配慮し備蓄物資の選定を行う。

2. 飲料水及び生活用水の確保

- ◆飲料水・生活用水の応急給水拠点を整備し、応急給水体制の確保に努める。
- ◆また、応急給水体制の確保にあたっては、市・都の役割分担を基本としつつ、自助・共助による応急給水の実施を検討する。
- ◆また、ペットボトル水の備蓄を推進するとともに、消火栓や排水栓を活用した応急給水資機(器)材等の整備を図る。

3. 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

- ◆市の物資集積拠点について効率的な運用体制を事前に検討するとともに、拠点運用について民間事業者との協定・連携体制の構築・強化を進める。

4. 輸送体制の整備・構築

- ◆備蓄倉庫から各避難所への物資輸送や、市の設置する物資集積拠点から避難所までの物資輸送について、民間事業者との協定・連携体制の構築・強化を図る。
- ◆公用車等を緊急通行車両として事前に指定・届出を行う等、緊急時の通行可能な輸送車両の確保に努める。

第3節 具体的な取組

第1 予防対策

《対策一覧》

- 1 食料及び生活必需品等の確保
- 2 飲料水及び生活用水の確保
- 3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備
- 4 輸送体制の整備・構築

1. 食料及び生活必需品等の確保

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○家庭内備蓄の推進・啓発 ○食料の備蓄推進 ○生活必需品の備蓄推進 ○災害対策用資機(器)材の備蓄推進
市民・地域	○食料・生活必需品等の家庭内備蓄の推進
都総務局	○都民、事業者による物資の備蓄について意識向上を図る。 ○要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築
都都市整備局	○都民、事業者による物資の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進
都福祉保健局	○広域的な見地から区市町村備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進
都生活文化局 都産業労働局 都中央卸売市場	○要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品の調達体制を構築

1-2. 詳細な取組内容

(1)家庭内備蓄の推進・啓発(総務部)

大地震発生後の3日間程度は、市など公助の活動は市民の生命及び身体の安全を守るための活動がその中心となり、食品の流通も一時的に麻痺状態となることが予測されることから、最低3日分以上の食料及び生活必需品は市民自らが必ず備蓄することとし、日常備蓄等の意識啓発・広報を実施する。

(2)食料の備蓄推進(総務部) (資料 1001)

アルファ米等の長期保存可能な備蓄食料については、市の備蓄及び都からの寄託等により確保し、米穀、麺類等については、それぞれの業界団体と締結した協定に基づき、提供を要請する。また、食肉及び野菜等の生鮮食料品については、食肉協同組合や東京むさし農業協同組合等と締結した協定に基づき、提供を要請する。さらに、レトルト食品、包装米飯、アレルギー対応食品、離乳期の子どもの食料等の確保に努める。

（3）生活必需品の備蓄推進（総務部）（資料 1001）

- ア 家屋の倒壊、焼失等により生活必需品を失った被災者の救護のための毛布、敷物、衛生用品等は市の備蓄及び都からの寄託により確保する。
- イ 要配慮者や女性、子どもなど様々なニーズに対応した物資を確保するほか、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災時の実情を考慮する。
- ウ 土のう袋、ブルーシート、手回し式充電ライト、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、消毒液等感染症対策用資機(器)材、災害用トイレ等の備蓄に努める。

（4）災害対策用資機(器)材の備蓄推進（総務部）（資料 1001）

- ア 学校拠点及び地域拠点には、炊出し、排泄、休息・睡眠、照明など避難所生活に必要な資機(器)材を備蓄する。
- イ 医療救護所を設置する学校避難所には、避難所対応資機(器)材及び医療資機(器)材に加え、医療救護所の運営に必要な資機(器)材を備蓄する。
- ウ 災害時在宅生活支援施設には、在宅避難者自らが日常生活に不可欠な活動を行うための炊出し用釜、組立トイレなど、必要な資機(器)材を備蓄する。

2. 飲料水及び生活用水の確保

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○飲料水の確保 ○生活用水の確保
市民・地域	○自主防災組織による応急給水の実施 ○家庭内における飲料水・生活用水の確保
都総務局	○震災時の飲料水等を確保するため、災害時給水ステーション（給水拠点）を設置 ○災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽及び給水所・配水所において、応急給水に必要な施設や資機(器)材等を整備
都都市整備局	○都民、事業者による飲料水の備蓄を促進するため、都市開発の機会を捉え、防災備蓄倉庫の整備を促進 ○防災都市づくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、局が所管している災害時給水ステーション（給水拠点）となる貯水槽などの既存の施設の維持管理・更新を適切に実施
都水道局	○災害時給水ステーション（給水拠点）となる応急給水槽及び給水所・配水所において、応急給水に必要な資機(器)材等を管理 ○災害時給水ステーション（給水拠点）である浄水場(所)・給水所において、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定 ○区市町や防災市民組織等が、水道局職員の参集を待たずに応急給水活動ができる施設を整備 ○区市町が避難所等において、消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイ

機関名	内容
	ブ等の応急給水用資機(器)材を貸与 ○区市町が避難所等の敷地内において、応急給水ができるよう、給水管の耐震化と併せて応急給水栓を整備

2-2. 詳細な取組内容

(1) 飲料水の確保(総務部、都市整備部、都)

- ア 上連雀・新川両給水所における震災時等の市民への応急給水活動については、東京都水道局が給水所において応急給水するための資機(器)材を設置して給水体制を整備し、市が市民に対する応急給水活動を実施する。
- イ その他の飲料水給水所である震災用応急給水施設6箇所からの給水については、三鷹市管工事業協同組合等、協定を締結している団体との連携体制を確保し、市が市民に対する応急給水活動を実施する。
- ウ 市は、東日本大震災での水道水への放射性物質の混入など、過去の震災の教訓、近年の井戸水の水質悪化及び防災拠点への配水体制などの課題も踏まえ、以下の整備を主として行い水の確保を図る。
- (ア) ペットボトルによる飲料水の配給体制の整備
 - (イ) 消火栓や避難所応急給水栓を活用した応急給水資機(器)材等の整備
 - (ウ) 上連雀給水所における飲料水袋(ウォーターパック)製造態勢の拡充
 - (エ) 避難所となる防災拠点への飲料水の配送体制の整備
- エ 災害時の飲料水を確保するために、水道水循環式貯水槽からの給水方法の習熟を図る。
- オ 都は、市や自主防災組織等が、水道局要員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、給水所の給水拠点において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、給水栓、照明設備等の整備及び旋錠方法の変更を行っている。市は自主防災組織等と連携し、速やかな応急給水活動を実施するための体制を整備する。
- カ 震災時の飲料水給水所は、都水道局の2箇所の給水所を含め全8箇所、合計9,430 m³が確保されている。この量は、1日あたり1人3ℓとした場合の市民一人あたり(人口を19万人とした場合)約16日分に相当する。

(2) 生活水の確保(総務部、都市整備部)

- ア 飲料水と同時に欠くことができないのが生活用水であるため、市においても飲料水とは区分して確保・給水する。
- イ 水道の復旧には時間を要するので、事業所及び家庭においては、平素から水の汲み置き等により生活水の確保に努める。
- ウ 市内全小・中学校及び各コミュニティ・センターのプール用水も生活用水として利用する。
- エ 市民の協力を得て、民間井戸を震災用井戸に指定する。
- オ 近年、市内の井戸は、水質悪化により飲用に適する井戸が減少していることから、井戸水及び貯留式水は、原則として生活用水とし、生活用水給水所を開設する。

3. 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○災害対策用備蓄倉庫等の充実 ○備蓄物資の推進・管理 ○輸送拠点の整備
市民・地域	○輸送拠点の整備
都総務局	○国や他道府県等からの支援物資を円滑に受け入れるため、あらかじめ受援体制を整える。
都福祉保健局	○迅速かつ的確に物資を輸送するため、都備蓄倉庫を配置 ○都の備蓄物資を管理 ○都備蓄倉庫及びトラックターミナルの効率的な運営体制を構築

3-2. 詳細な取組内容

(1)災害対策用備蓄倉庫等の充実(総務部)

- ア 災害時に避難者等に対し迅速な食料・生活必需品・トイレ等の提供を行うため、防災拠点である学校、コミュニティ・センター及び市災害対策本部拠点のすべてに災害対策用備蓄倉庫を設置し、備蓄物資の充実を図る。
- イ コンテナ倉庫設置の拠点については、避難所開設運営には備蓄量が不足するため、備蓄倉庫又は備蓄スペースの拡充を図る。
- ウ 災害時在宅生活支援施設に資機（器）材倉庫の設置を推進する。

(2)備蓄物資の推進・管理(総務部)

備蓄量については、都の被害想定における市の最大避難者数を基準とする。食料品については、避難者数の3日間分を目標値と定め備蓄物資の充実を推進する。また、女性・高齢者・障がい者・乳幼児、LGBTの方等の多様な視点やニーズを踏まえた物資の備蓄を推進する。

(3)輸送拠点の整備(総務部、自主防災組織)

- ア 市が避難所等へ食料及び生活必需品等を配送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する。
- イ 学校拠点及び地域拠点等では、地域の物資配給拠点として、避難所運営マニュアルで物資保管場所等を確保する。
- ウ 外部からの救援物資の搬送・受入拠点を元気総創造プラザ内総合スポーツセンターとし、受入・仕分け体制等を整えておく。

4. 輸送体制の整備・構築

4-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○輸送体制の整備 ○輸送車両等の確保 ○燃料の確保
警視庁	○緊急通行車両等の確認
都財務局	○緊急通行車両（下記4機関を除く都関係車両）等の確認
都交通局、都水道局 都下水道局、東京消防庁	○緊急通行車両（所管関係車両）等の確認
都総務局	○石油燃料の供給体制を整備する。 ○物資の輸送のため必要となる車両について、車両の事前届出を行う。
都生活文化局、都福祉保健局 都産業労働局、都中央卸売市場	○物資の輸送のため必要となる車両について、車両の事前届出を行う。
都関係局	○東京都災害情報システム（DIS）を活用した情報連絡体制の整備 ○物資輸送に関する訓練の実施

4-2. 詳細な取組内容

（1）輸送体制の整備（総務部）

- ア 円滑な物資の配送調整、車両調達等が行えるよう、関係機関と連携して、実践的な訓練を実施する。
- イ 民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。
- ウ 物資配送のための作業手順について定めておく。

（2）輸送車両等の確保（総務部）

- ア 緊急通行車両等として使用を予定している車両については、あらかじめ事前届出を行う。
- イ 物資の配送のため必要となる車両について、あらかじめ関係機関から調達可能な車両の種類と台数を確認しておく。

（3）燃料の確保（総務部）

- ア 都は、石油連盟（製造・卸業）及び東京都石油商業組合（小売）等と「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」を、石油製品販売事業者と「大規模災害時における石油燃料確保のための備蓄等に関する協定」を締結し、対策を進めている。
- イ 市も一般事業者等との間で燃料の優先的な供給に関する協定の締結を推進するなど、燃料の調達体制の整備に努める。

第2 応急対策

《対策一覧》

- 1 食料及び生活必需品の供給
- 2 飲料水及び生活用水の供給
- 3 物資の調達要請
- 4 輸送拠点の設置・運営
- 5 輸送体制の構築

1. 食料及び生活必需品の供給

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（地域支援班）	○食料の供給 ○生活必需品の供給
市民・地域	○避難時の非常用持出袋の持参 ○家庭内備蓄による食料の確保
都福祉保健局	○都備蓄物資を区市町村へ放出

1-2. 詳細な取組内容

（1）食料の供給（地域支援班）

①基本的な考え方

- ア 地震等災害が発生した場合、食料の供給については、防災拠点で供給し配分する。
- イ 食料については、各家庭で備蓄するほか、備蓄倉庫での備蓄、協定団体への要請等により確保する。
- ウ 被災者への供給方法は、市内にある物資で対応しなければならない初期段階、各地からの救援物資が届くその後の段階と、事態の推移を踏まえ取り組む。
- エ ライフラインの途絶により自炊が不可能な期間は、在宅避難者などに対しても、避難所や災害時在宅生活支援施設等の防災拠点において食料や生活必需品などを配給する。

②発災3日間の対応

- ア 食料等は、原則として避難者は各家庭より非常用持出袋を持参の上避難を実施するが、初期段階（3日間程度）は各避難所に備蓄している食料を供給する。
- イ 各避難所において食料に不足が生じる場合は、原則として同じ住区内で需給調整を図り調達する。
- ウ 被害の状況によっては各住区の食料の需給にばらつきが出ることが考えられることから、避難者数と食料の供給状況について、各避難所及び各地区自主防災組織本部と市本部は情報共有を図る。
- エ 市本部は、食料が不足する住区が出た場合、市本部倉庫や他住区の倉庫から食料を供出する。
- オ 必要に応じ、小売店等の在庫食料の供出や配送にあたる車両と人員の提供を商工会など協定団体に要請する。
- カ これらの手段を講じてもおかつ食料が不足する場合は、市本部は東京都災害情報システム（DIS）への入力等により都福祉保健局に備蓄物資の供出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

（2）生活必需品の供給（地域支援班）

- ア 家屋の倒壊、焼失等により生活必需品を失った被災者の救護のため、毛布、敷物、衛生用品等の備蓄を進めている。しかし、大量の被災者が発生した場合は、その確保について商工会等応援協定締結団体への要請をはじめ、流通業界からの調達で対処する。
- イ 生活必需品等は、食料同様、原則として各避難所に備蓄している物資を使用するが、備蓄の不足が見込まれる避難所については、住区内で需給調整のうえ他避難所から分配を受ける。
- ウ 市本部は、食料の供給と同様に生活必需品や活動資機（器）材が不足する旨連絡を受けた避難所に対し、市本部倉庫や他住区の倉庫から備蓄物資を供出する。
- エ 地域支援班から配送される各地からの緊急物資の受け入れを行うための保管場所を確保し、物資が到着したときに用途に応じ仕分けができるよう保管場所の区割りをを行うとともに、必要な人員を確保する。人員の確保が困難な場合は、市本部に連絡し、ボランティア等の派遣を要請する。
- オ 必要に応じて東京都災害情報システム（DIS）への入力等により都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点で受領する。

2. 飲料水及び生活用水の供給

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（都市復旧班）	○応急給水の実施
市民・地域	○家庭内における飲料水・生活水の確保 ○給水用容器の確保
都水道局	○災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水 ○災害時給水ステーション（給水拠点）からの距離がおおむね半径2 km 以上離れている避難場所、医療施設及び福祉施設などについて、車両輸送による応急給水 ○必要に応じて、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水 ○避難所応急給水栓による応急給水

2-2. 詳細な取組内容

（1）応急給水の実施（都市復旧班）

① 応急給水の方針

- ア 応急給水については、被災後日数が経過するにつれて生活水の需要が高くなるため、被災市民の需要に応じた給水に努めるものとする。
- イ 給水所等においては、都が応急給水に必要な資機（器）材等を設置し、市が市民等への応急給水を行う。
- ウ 飲料水給水所以外での給水方法は、消火栓を使用した応急給水栓による給水など、被災状況の実情に応じた給水方法とするよう、都等に対して要請する。
- エ 避難所応急給水栓が設置されている場合は、応急給水用資機（器）材を接続して応急給水を行う。

② 震災時の飲料水の給水体制

- ア 飲料水を確保することができない者に対し、発災後3日間の目安として1人1日あたり3ℓを限度に給水を行う。それ以降は、応急給水の方針に準じて給水を行う。
- イ 給水所分画区域内に都が飲料水給水所を立ち上げ、市が配水を行う。なお、給水所分画区域内にお

- いては、都職員の参集を待たずに自主防災組織等による応急給水を開始することも可能である。
- ウ 給水所分画区域内で速やかに飲料水袋（ウォーターパック）を製造し、飲料水配布体制を整える。
- エ 市本部が優先給水先を指定した場合は、指定先での早急な給水を都に要請する。
- オ 避難所が開設された場合で、避難者が給水拠点で給水を受けることが困難な場合には、避難所における給水を都に要請する。
- カ 給水を開始したときは、「飲料水給水中」とのぼり旗等に表示する。
- キ 必要に応じ、消火栓に応急給水用資機（器）材を設置して路上給水を行う。
- ク 給水活動に伴い、運搬車両の確保が必要な場合は、商工会との協定に基づき商工会に協力を求めるとともに、必要に応じ貨物運輸業組合等車両の調達可能な機関にも車両の提供を要請する。
- ケ これら全ての方法を用いても飲料水が不足する場合は、市長は、自衛隊その他関係機関の応援を求める。

③給水用資機（器）材の使用・給水

- ア 水道水循環式貯水槽用の給水資機（器）材は、各給水所に併設の資機（器）材倉庫に保管している。
- イ 給水所の応急給水用資機（器）材は、都によって点検・整備されている。
- ウ 給水を受けるための容器は、自らが給水所に持参し給水を受ける。

3. 物資の調達要請

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班）	○食料調達計画の策定 ○生活必需品の調達計画の策定 ○都（福祉保健局）への物資要請
都本部	○国・他道府県等との連絡調整 ○あらかじめ協力依頼している物販事業者（小売事業者等）に物資の調達を要請
都生活文化局	○東京都生活協同組合連合会から応急生活物資を調達
都福祉保健局	○状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて国・他道府県等へ応援を要請
都産業労働局	○米穀、副食品及び調味料を調達
都中央卸売市場	○生鮮食料品を調達
農林水産省政策統括官付貿易業務課	○都からの米穀の放出要請に対応する。
関東農政局	○都からの生鮮食料品の出荷要請に対応する。
関東経済産業局	○生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保を行う。

3-2. 詳細な取組内容

（1）食料調達計画の策定（指令情報班）

被災者に対する炊き出しのため、調達計画を策定し、食品の多様化や高齢者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

（２）生活必需品の調達計画の策定（指令情報班）

震災時に実施する被災者に対する生活必需品等の確保のため、調達計画を策定し、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

（３）都への物資要請（指令情報班）

災害救助法適用後、生活必需品等の調達の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

4. 輸送拠点の設置・運営

4－1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（地域支援班）	○輸送拠点の設置 ○輸送拠点の運営
都本部	○国（現地対策本部）との連絡調整 ○他道府県等との連絡調整 ○広域輸送基地の開設 ○広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷さばき等 ○広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送
都福祉保健局 都港湾局	○広域輸送基地の開設 ○広域輸送基地での支援物資の受入れ・荷さばき等作業 ○広域輸送基地から地域内輸送拠点への輸送

4－2. 詳細な取組内容

（１）輸送拠点の設置（地域支援班）

①物資の集積場所

災害時において都等から配送されてきた緊急救援物資並びに調達した食品及び生活必需品等は、次表の集積地に集積し行先別に仕分けし、配送を集中的、効率的に行う。

【災害時における食品及び生活必需品等の集積場所】

集積地名	備考
総合スポーツセンター	総合スポーツセンターフロアへ直接アクセスできる駐車場を積み下ろし場所とし、メインアリーナをストックヤード及び仕分け場所、サブアリーナを物資配送拠点として使用予定
第一中学校体育館	体育館アリーナを使用

また、上記市の集積場所だけでは不足する場合は、日本郵便（株）三鷹郵便局との災害時の協力に関する覚書に基づき、局内の施設、用地を物資集積場所として提供するよう要請する。

②配送拠点の対策要員

市本部のうち地域支援班が中核となって活動するが、かなりの作業量が予想されるため、部内の協力を

求め交替体制をとるほか、ボランティア等の協力も得ながら実施する。

5. 輸送体制の構築

5-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（本部施設班）	○車両調達計画の作成 ○配車手続き ○車両運行等の記録 ○燃料の確保・供給
都本部	○国との連絡調整 ○都内の被災状況及び交通規制の状況等の情報を収集し、石油連盟等に提供する。
石油連盟 東京都石油業協同組合 東京都石油商業組合 石油製品販売事業者	○協定に基づき、災害対策上特に重要な施設や緊急通行車両等に対し、給油を行う。
給油対象施設	○給油の要請、給油作業への協力を行う。
都財務局	○物資等の輸送に必要な車両を調達
都交通局、都水道局 都下水道局、警視庁 東京消防庁	○独自に車両調達計画を立てる。
関東運輸局	○都財務局の要請に基づき、車両の調達あっ旋を行う。

5-2. 詳細な取組内容

（1）車両調達計画の作成（本部施設班）

- ア 災害時において各対策部班の所管事務が円滑に実施できるよう、市は、市保有車両並びに調達車両の配分又は併用、転用等災害の状況に応じた車両の運用計画を作成する。
- イ 各対策部班が、その所掌する災害応急対策活動のため必要とする車両は、本部施設班（平常時は契約管理課）が集中管理し、その運用計画を定め、各対策部班に配車する。
- ウ 各対策部班からの車両調達請求に対し、まず市保有車両を使用し、次に緊急通行車両として市が届け出ている車両を使用する。それでも車両数に不足が生じる場合は、都財務局へ調達あっ旋を要請するほか、応援協定締結団体、民間事業者、市職員の私有車両などから調達する。
- エ 各所管部において特殊車両が必要なときは、本部施設班と協議の上、市内業者から調達する。

（2）配車手続き（本部施設班）

- ア 災害時における各対策部班への配車は、各応急対策に支障のないよう、原則として、あらかじめ各応急対策の用途別に定めている車両を配車することとする。
- イ 各対策部班に対する車両の配分は、車両を調達請求した部班との協議により本部施設班が定める。
- ウ 各部班において車両が必要な場合は、車種、積載重量、数量、引渡場所等を明示のうえ、本部施設班に請求する。

- エ 本部施設班は、必要台数を調達し請求部班へ引き渡す。
- オ 市は、災害の状況に応じてあらかじめ業者等に対し、車両の待機を要請する。

（3）車両運行等の記録（本部施設班）

配車車両の輸送記録、燃料の受払い及び修理費等について記録し、その業務完了後、直ちに本部長に報告する。

（4）燃料の確保・供給（本部施設班）

①市有車両の燃料の確保

- ア 本部施設班は、車両に必要な燃料を市内業者から調達する。
- イ 市は、車両燃料の確保を図るため、事前に関係業者との間に、災害時における車両燃料の供給に関する協定を締結するなどの措置を講ずる。

②燃料の供給

- ア 市は、公用車、緊急用車両、緊急物資輸送用車両、避難所及び非常用発電設備の燃料等の必要量を把握の上、市内の事業者へ燃料の確保を依頼し、供給を受ける。
- イ 市は、燃料の供給が不足し調達が困難な場合は、市民の安全を確保するために特に重要な施設、事業について優先的に燃料の供給を行うように、都に燃料調達の協力を要請する。

第3 復旧対策

《対策一覧》

- 1 多様な物資ニーズへの対応
- 2 炊き出しの実施
- 3 水の安全確保・生活用水の確保
- 4 物資の輸送

1. 多様な物資ニーズへの対応

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（地域支援班、学校避難所班、福祉支援班、子育て支援班）	○多様な物資ニーズへの対応

1-2. 詳細な取組内容

（1）多様な物資ニーズへの対応（地域支援班、学校避難所班、福祉支援班、子育て支援班）

- ア 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化するとともに、高齢者、障がい者、女性、乳幼児など避難者の特性によって必要となる物資は異なることから、市は変化していく避難者ニーズを把握しニーズに対応した物資の確保及び配布を行う。
- イ 配給物資の配布は、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資配布方法についても配慮する。

2. 炊き出しの実施

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（地域支援班、学校避難所班、避難支援班）	○炊き出しの実施 ○炊き出しの応援要請
都保健福祉局	○区市町村長からの炊き出しの要請に対応する。

2-2. 詳細な取組内容

（1）炊き出しの実施（発災後4日目以降）（地域支援班、学校避難所班、避難支援班）

- ア 避難所では、各施設の炊出し設備（給食設備等）により、炊出しを実施する。ただし、炊き出し設備の安全性が確認できないときは、備蓄品の釜を利用し炊出しを実施する。
- イ 地域支援班は、炊出し用の米穀等について応援協定を締結している米穀商組合より買い受け、不足する場合は都の指示により供給を受ける。
- ウ 地域支援班は、炊出しに必要なプロパンガスを市内業者から買い受け、米穀等とともに各避難所及び災害時在宅生活支援施設に配送する。
- エ 各地からの食料の救援の受け入れは、元気創造プラザ内総合スポーツセンターを食品集積場所と

し、地域支援班により仕分けた後に各避難所等に配送する。

オ 避難所の炊出し用の米穀等は地域支援班からの配送により確保する。また、地域支援班から救援物資として各地から送られてきた食料も供給されるので、物資受入・仕分・保管・配給を各避難所で実施する。

カ 災害時在宅生活支援施設を在宅避難者自らにより開設し、地域支援班からの配送により食料を供給のうえ、炊き出しを行う。

（2）炊き出しの応援要請（指令情報班）

被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合には、炊き出し等について、都福祉保健局に応援を要請する。

3. 水の安全確保・生活用水の確保

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（都市復旧班）	○消毒指導・飲用可否等の周知 ○避難所等における生活用水の確保
市民・地域	○家庭における生活用水の確保
都福祉保健局	○状況に応じて、環境衛生指導班を編成し、飲料水が塩素で消毒されているか確認を行う。

3-2. 詳細な取組内容

（1）消毒指導・飲用可否等の周知（都市復旧班）

都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲料水の消毒や消毒効果の確認などの指導を行う。

都環境衛生指導班が飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように都環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

また、ライフライン復旧後は、住民が都環境衛生指導班の協力を得て、給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

（2）避難所等における生活用水の確保（都市復旧班）

①生活用水給水所の給水

生活用水の給水活動については、三鷹市管工事業協同組合等協定を締結している団体との連携体制を確保し、市が実施する。

②プール用水の給水

プール用水の給水は、当該施設関係者又は近隣住民など、原則として、生活用水利用者が中心となり実施する。

③震災用井戸（民間）の指定・活用（資料 0405）

指定された震災用井戸は、災害時に近隣住民に開放し、各自で給水して生活用水として利用する。

④生活用水の給水体制

- ア 避難所が開設された場合の避難所内のプール水使用による給水活動は、各避難所運営者において実施する。
- イ 給水を受けるための容器は、自らが給水所に持参し給水を受ける。
- ウ 給水を開始したときは、のぼり旗等で「生活用水給水中」と表示する。
- エ 震災用井戸では、井戸の管理者が給水所を開設し、給水時間帯等の給水に係るルールについては、近隣住民と協議の上、井戸の管理者が決定する。

4. 物資の輸送

4-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（地域支援班、本部施設班）	○物資の仕分け ○避難所等への配送
都本部	○調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 ○国・他道府県等からの支援物資で、滞留の可能性のある物資について一時保管する。
都福祉保健局	○調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送
都生活文化局 都産業労働局 都中央卸売市場	○調達した物資を、広域輸送基地又は区市町村の指定する地域内輸送拠点まで輸送

4-2. 詳細な取組内容

（1）物資の仕分け（地域支援班、本部施設班）

地域支援班はどの場所（避難所等）に、どのような救援物資がどの位必要かの情報の収集に注意し、絶えず市本部との連携を密にして実施する。

- ア 配送されてきた緊急救援物資については、食料、生活必需品、その他に仕分けし、外にその内容について明示する。また、保存期限のあるものについては赤書きする。
- イ 内容により仕分けされた物資を行先別となる避難所等の拠点ごとに分類し、これも一目でわかるように明示する。

（2）避難所等への配送（地域支援班、本部施設班）

①配送作業

- ア 集積場所での配送体制

市の要請（指示）により目的とされる避難所等に直接救援物資が届けられる場合も考えられるが、通常は市の集積場所で仕分けられた物資を市保有車両又は市の要請に基づく民間の車両等で配送することになる。

そのため、地域支援班は、車両を扱う本部施設班等とも密接な連携をとりながら、輸送手段の確保に万全を期すものとする。

イ 避難所等での受渡し

避難所等目的地に着いた物資は、各施設職員又は被災者の中からのボランティアや一般のボランティアの協力も求めながら各施設の物資の集積場所に運び込む。

その際、文書若しくは口頭又は市本部との無線交信など何らかの手段により、避難所運営組織の長との間で、救援物資の受渡しに関する確認を行うこととする。

[別冊]

- ・資料 1001 「災害対策用備蓄物資」

第11章 放射性物質対策

【本章における対策の基本的な考え方】

迅速な情報提供による市民の不安の払拭

原子力施設は三鷹市を含む都内には存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力対策重点区域に都の地域は含まれていないため、国内の原子力施設において、原子力緊急事態が発生した場合に、市民が避難等の対応を迫られるものではない。

市では、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故における教訓を踏まえ、放射性物質等による影響について、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低くするよう対策を取る必要があることから、市民の不安の払拭と安全の確保を図るための、迅速かつ的確な情報提供を中心とした対策を行う。

第11章 放射性物質対策

現在の到達状況と課題

- 市民の不安払しょくに向け、放射線測定や情報提供等を確実に実施するための、体制の整備・構築が必要である。
- 空間放射線量の変動、食品に対する放射性物質の影響が考えられる場合は、測定・検査の体制強化が必要である。

具体的な取組

《予防対策》

情報伝達体制の整備

- 情報伝達体制等の整備

放射線等使用施設の安全化

- 要配慮者に配慮した避難所運営体制の構築

市民への情報提供等

- 市民への情報提供等

対策の方向性と目標

- ◆原子力災害に伴う放射性物質等の影響が懸念される場合、庁内の役割分担を明確化し、迅速かつ機能的に対応可能な体制を整備・構築する。
- ◆市民の心理的動揺や混乱抑制、不安払拭に必要となる情報提供策を講じるとともに、適切な情報提供を実施する。

具体的な取組

《応急対策》

情報連絡体制の整備・構築

- 情報連絡体制の整備・構築

放射線量等の測定・市民への情報提供等

- 放射線量等の測定
- 市民からの問い合わせ対応
- 市民への情報提供等

放射線等使用施設の応急措置・核燃料物質輸送車両等の応急対策

- 市民への避難指示等の措置

《復旧対策》

保健医療活動

- 健康相談に関する窓口の設置
- 都の保健医療活動への協力

放射性物質への対応

- 環境汚染への対応

風評被害への対応

- 風評被害を防ぐための正確な情報提供

第1節 現在の到達状況と課題

1. 情報伝達体制等の整備

- 市民の不安払拭に向け、放射線測定や情報提供等を確実に実施するための、体制の整備・構築が必要である。
- 空間放射線量の変動、食品に対する放射性物質の影響が考えられる場合は、測定・検査の体制強化が必要である。

2. 市民への効果的な情報提供の実施

- 市民の心理的動揺や混乱抑制、不安払拭に必要となる情報提供策を予防対策、応急対策両面から講じ、適切な情報提供が実施可能な体制を構築する必要がある。

第2節 対策の方向性と目標

1. 情報伝達体制等の整備

- ◆原子力災害に伴う放射性物質等の影響が懸念される場合、庁内の役割分担を明確化し、迅速かつ機能的に対応可能な体制を整備・構築する。

2. 市民への効果的な情報提供の実施

- ◆市民の心理的動揺や混乱抑制、不安払拭に繋がるように効果的な情報提供を実施する。

第3節 具体的な取組

第1 予防対策

《対策一覧》

- | |
|----------------|
| 1 情報伝達体制の整備 |
| 2 市民への情報提供等 |
| 3 放射線等使用施設の安全化 |

1. 情報伝達体制の整備

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○情報伝達体制等の整備
都各局	○事前体制構築の検討

1-2. 詳細な取組内容

(1) 情報伝達体制等の整備（総務部、生活環境部）

市は、市内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。

また、市内の空間放射線量の計測が迅速にできるよう、測定器の整備を推進する。

2. 市民への情報提供等

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○市民への情報提供等
都各局	○都民への情報提供等

2-2. 詳細な取組内容

(1) 市民への情報提供等（生活環境部、東京都）

ア 都が定める関係機関との役割分担に従い、必要に応じて情報提供体制を整備する。

イ 関係機関と協力して、市民に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。

（ア）放射性物質及び放射線の特性に関すること

（イ）原子力施設の概要に関すること

（ウ）原子力災害とその特性に関すること

（エ）放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

（オ）緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること

ウ 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

エ 教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

3. 放射線等使用施設の安全化

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
消防署、保健所	○放射線等使用施設の安全化
都福祉保健局	○RI 管理測定班を編成し、地域住民の不安除去に努める。
都総務局 都福祉保健局 都産業労働局	○監視体制の強化、法制上の問題、災害時の安全対策等について協議 ○関係各局がそれぞれの RI 対策を推進

3-2. 詳細な取組内容

(1)放射線等使用施設の安全化(消防署、保健所)

市内の放射性同位元素を所有する各医療機関、RI（ラジオ・アイソトープ、※）使用医療機関について、都衛生局により放射線障害防止対策や、被害発生時の応急体制がとられているほか、消防署及び保健所において実施している保安対策を継続していく。

※RI（ラジオ・アイソトープ）

放射線を出す同位元素のことで、核医学検査及び放射線治療で使用

第2 応急対策

《対策一覧》

- | | |
|---|-------------------------------|
| 1 | 情報連絡体制の整備・構築 |
| 2 | 放射線量等の測定・市民への情報提供等 |
| 3 | 放射線等使用施設の応急措置・核燃料物質輸送車両等の応急対策 |

1. 情報連絡体制の整備・構築

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（指令情報班、環境衛生班）	○情報連絡体制の整備・構築
都	○放射能対策チーム等を設置

1-2. 詳細な取組内容

（1）情報連絡体制の整備・構築（指令情報班、環境衛生班）

①市災害対策本部の設置

ア 都が災害対策本部を設置した場合（島しょを対象とした場合を除く。）、必要に応じ、市は災害対策本部を設置し、対策部班ごとの任務を遂行する。

イ 各対策班は、各部班が連携した対応策を実施するため、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。

②情報連絡体制

都が災害即応対策本部の設置又は情報連絡体制をとった場合（島しょを対象とした場合を除く。）、市は情報連絡体制などの体制を取り、以下のとおり都やその他関係機関との情報連絡等の対応を行う。防災課は、都総合防災部との情報連絡を実施する。

2. 放射線量等の測定・市民への情報提供等

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（環境衛生班）	○放射線量等の測定 ○市民からの問い合わせ対応 ○市民への情報提供等
都総務局 都生活文化局	○的確な情報提供・広報
都環境局	○大気環境測定局で得られた気象データの提供 ○都内区市町村等と連携し、焼却施設等における放射能濃度等の測定データを収集
都福祉保健局	○被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ○保健所において被ばく線量等の測定 ○空間放射線量や流通食品等の放射性物質の測定と結果の公表

機関名	内容
都産業労働局	○都内産農林水産物等の放射性物質検査
都中央卸売市場	○摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止
都水道局	○浄水場原水・浄水等の放射性物質の測定及び情報提供
都下水道局	○下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射能量の測定、情報提供

2-2. 詳細な取組内容

（1）放射線量等の測定（環境衛生班）

市は、必要に応じ市内の空間放射線量の測定及び給食食材等の放射性物質の検査を行い、その内容と結果の取りまとめを行う。また、庁内から必要な職員を召集し連絡調整会議を開催し、庁内の連絡調整を実施する。

（2）市民からの問い合わせ対応（環境衛生班）

環境衛生班は、市民からの問合せ等への対応を行う。

（3）市民への情報提供（環境衛生班）

ア 市は、国や都からの放射性物質に関する情報や市関連施設及び市域内の主要箇所において実施した放射線量や放射性物質の測定・検査の内容・結果を市ホームページ等において、公表する。

イ 都が実施する三鷹市に関係するデータについても公表する。

ウ 放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における市民の心理的動揺や混乱を抑え、原子力災害による影響をできる限り少なくするため、市民に的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。

エ 情報提供に当たっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語や曖昧な表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

3. 放射線等使用施設の応急措置・核燃料物質輸送車両等の応急対策

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○市民への避難指示等の措置
警察署	○事故の通報を受けた警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて被災者の救出・救護、交通規制等必要な措置を実施する。 ○事故の状況把握及び都民等に対する広報 ○施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示
消防署	○放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請する。 ○事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施
事業者等	○事故発生後直ちに、関係機関への通報、人名救助、立入制限等事故の状況に応じた

機関名	内容
	応急の措置を講ずるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。
国	○放射性物質輸送事故対策会議の開催 ○派遣係官及び専門家の対応
都総務局	○事故の通報を受け、直ちに関係機関に連絡 ○国への専門家の派遣要請や住民の避難等の措置
都福祉保健局	○RI 使用医療施設での被害が発生した場合、RI 管理測定班を編成し、必要な措置を実施

3-2. 詳細な取組内容

(1) 市民への避難指示等の措置(指令情報班)

関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ア 市民に対する避難の指示など
- イ 市民の避難誘導
- ウ 避難所の開設、避難住民の保護
- エ 情報提供、関係機関との連絡

第3 復旧対策

《対策一覧》

- | |
|-------------|
| 1 保健医療活動 |
| 2 放射性物質への対応 |
| 3 風評被害への対応 |

1. 保健医療活動

1-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市（医療健康班）	○健康相談に関する窓口の設置 ○都の保健医療活動への協力
保健所 医療機関	○外部被ばく線量等の測定 ○スクリーニング・ヨウ素剤予防服用等の実施
都福祉保健局 都病院経営本部	○健康相談に関する窓口の設置等 ○保健所、都立病院において外部被ばく線量等の測定

1-2. 詳細な取組内容

（1）健康相談に関する窓口の設置（医療健康班）

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという原子力災害の特殊性を考慮し、原子力災害時における市民の健康に関する不安を解消するため、都及び市は、必要と認められる場合は、関係機関と連携して健康相談に関する窓口を設置する。

（2）都の保健医療活動への協力（医療健康班）

都の保健医療活動に対し、必要に応じて協力する。

2. 放射性物質への対応

2-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○環境汚染への対応
都各局	○除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

2-2. 詳細な取組内容

（1）環境汚染への対応（環境衛生班）

放射性物質による環境汚染に関する国・都の対処方針や市内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。

3. 風評被害への対応

3-1. 対策内容と役割分担

機関名	内容
市	○風評被害を防ぐための正確な情報提供
都産業労働局	○都内産農林水産物等の放射性物質検査を定期的の実施するとともに、都民に対して情報提供 ○海外のメディアや旅行事業者に対して、東京の安全性や魅力を PR ○工業製品の放射線量測定試験を実施して検査証明書を発行する等、製品の安全性の PR に努める。
都中央卸売市場	○摂取又は出荷が制限・自粛された食品の流通を防止 ○卸売市場を流通する生鮮食料品の安全性の PR 及び正確な情報の提供
都港湾局	○貿易相手国等に対して東京港の安全性を PR

3-2. 詳細な取組内容

(1) 風評被害を防ぐための正確な情報提供(地域支援班、広報情報班)

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

また、三鷹市産の農林水産物等の放射性物質検査を定期的の実施するとともに、市民に対して情報提供を行う。

